

議第164号

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和3年度において実施する都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
旅籠町八日町線	山形		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	山形市
東原村木沢線	〃		〃	〃	〃
四日町山家町線	〃		〃	〃	〃
村山駅東沢線	村山		〃	〃	村山市
赤湯停車場線	南陽		〃	〃	南陽市
藤島駅笹花線	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
道形黄金線	〃		〃	〃	〃
豊里十里塚線	酒田		〃	〃	酒田市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第165号

下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和3年度において実施する下水道事業（単独）に要する費用の一部を、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 （山形処理区）	山形		流域下水道事業	工事費の1/2に相当する額	山形市
（ 〃 ）	上山		〃	〃	上山市
（ 〃 ）	天童		〃	〃	天童市
（ 〃 ）	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
（ 〃 ）	〃	中山	〃	〃	中山町
（ 〃 ） （村山処理区）	天童		〃	〃	天童市
（ 〃 ）	西村山	河北	〃	〃	河北町
（ 〃 ）	村山		〃	〃	村山市
（ 〃 ）	東根		〃	〃	東根市
（ 〃 ）	尾花沢		〃	〃	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合
（ 〃 ）	北村山	大石田	〃	〃	〃

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 (置賜処理区)	南陽		流域下水道事業	工事費の1/2に相当する額	南陽市
〃 (〃)	東置賜	高島	〃	〃	高島町
〃 (〃)	〃	川西	〃	〃	川西町
最上川下流域 下水道 (庄内処理区)	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
〃 (〃)	酒田		〃	〃	酒田市
〃 (〃)	東田川	三川	〃	〃	三川町
〃 (〃)	〃	庄内	〃	〃	庄内町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

下水道事業（単独）に要する費用の一部を受益市町及び組合に対し負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものである。

議第166号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和3年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
山形山寺線	山形		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	山形市
山形山辺線	〃		〃	〃	〃
東山七浦線	〃		〃	〃	〃
上山蔵王公園線	上山		〃	〃	上山市
山形山寺線	天童		〃	〃	天童市
山形天童線	〃		〃	〃	〃
貫見間沢線	西村山	西川	〃	〃	西川町
白滝宮宿線	〃	朝日	〃	〃	朝日町
寒河江村山線	村山		〃	〃	村山市
新庄次年子村山線	〃		〃	〃	〃
大石田土生田線	〃		〃	工事費の0.3/10に相当する額	〃
〃	〃		〃	工事費の0.7/10に相当する額	大石田町
山形天童線	東根		〃	工事費の1/10に相当する額	東根市
寒河江村山線	〃		〃	〃	〃
真室川鮭川線	最上	真室川	〃	〃	真室川町
砂子沢小又釜淵線	〃	〃	〃	〃	〃
曲川新庄線	〃	鮭川	〃	〃	鮭川村

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
米 沢 環 状 線	米 沢		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	米 沢 市
椿 長 井 線	長 井		〃	〃	長 井 市
玉 川 沼 沢 線	西置賜	小 国	〃	〃	小 国 町
国 道 2 8 7 号	〃	白 鷹	〃	〃	白 鷹 町
長 井 飯 豊 線	〃	飯 豊	〃	〃	飯 豊 町
国 道 3 4 5 号	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市
槻 代 鶴 岡 線	〃		〃	〃	〃
国 道 3 4 4 号	酒 田		〃	〃	酒 田 市
余 目 松 山 線	〃		〃	〃	〃
浜 中 余 目 線	〃		〃	〃	〃
余 目 松 山 線	東田川	庄 内	〃	〃	庄 内 町
下原山形停車場線	山 形		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	山 形 市
山 形 天 童 線	天 童		〃	〃	天 童 市
天 童 大 江 線	〃		〃	〃	〃
大 江 西 川 線	西村山	西 川	〃	〃	西 川 町
長 井 大 江 線	〃	朝 日	〃	〃	朝 日 町
宮 宿 浮 島 線	〃	〃	〃	〃	〃
東 根 尾 花 沢 線	村 山		〃	〃	村 山 市
大久保村山停車場線	〃		〃	〃	〃
国 道 2 8 7 号	東 根		〃	〃	東 根 市

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
国 道 3 4 7 号	尾花沢		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	尾花沢市
銀 山 温 泉 線	〃		〃	〃	〃
大 石 田 畑 線	北村山	大石田	〃	〃	大石田町
新庄次年子村山線	〃	〃	〃	〃	〃
尾花沢大石田線	〃	〃	〃	〃	〃
新 庄 戸 沢 線	新 庄		〃	〃	新 庄 市
向町最上西公園線	最 上	最 上	〃	〃	最 上 町
舟 形 大 蔵 線	〃	舟 形	〃	〃	舟 形 町
国 道 3 4 4 号	〃	真室川	〃	〃	真室川町
国 道 4 5 8 号	〃	大 蔵	〃	〃	大 蔵 村
戸 沢 大 蔵 線	〃	〃	〃	〃	〃
新庄鮭川戸沢線	〃	鮭 川	〃	〃	鮭 川 村
米 沢 猪 苗 代 線	米 沢		〃	〃	米 沢 市
玉庭時田糠野目線	〃		〃	〃	〃
米 沢 浅 川 高 畠 線	東置賜	高 畠	〃	〃	高 畠 町
長 井 停 車 場 線	長 井		〃	〃	長 井 市
木 地 山 九 野 本 線	〃		〃	〃	〃
寺 泉 舟 場 線	〃		〃	〃	〃
玉 川 沼 沢 線	西置賜	小 国	〃	〃	小 国 町
国 道 2 8 7 号	〃	白 鷹	〃	〃	白 鷹 町

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
長井大江線	西置賜	白鷹	雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	白鷹町
米沢飯豊線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
国道345号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
鶴岡羽黒線	〃		〃	〃	〃
国道344号	酒田		〃	〃	酒田市
国道345号	〃		〃	〃	〃
酒田八幡線	〃		〃	〃	〃
砂越停車場山楯線	〃		〃	〃	〃
余目加茂線	東田川	三川	〃	〃	三川町
国道345号	〃	庄内	〃	〃	庄内町
羽黒立川線	〃	〃	〃	〃	〃
妙見寺西藏王公園線	山形		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	山形市
十日町山形線	〃		〃	〃	〃
中野長町線	〃		〃	〃	〃
白石上山線	上山		〃	〃	上市市
十日町山形線	〃		〃	〃	〃
山形天童線	天童		〃	〃	天童市
山形山辺線	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
天童寒河江線	〃	中山	〃	〃	中山町
田代白岩線	寒河江		〃	〃	寒河江市

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
湯野沢寒河江線	西村山	河 北	側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	河 北 町
樽石河北線	〃	〃	〃	〃	〃
岩根沢綱取線	〃	西 川	〃	〃	西 川 町
国道287号	〃	朝 日	〃	〃	朝 日 町
国道347号	村 山		〃	〃	村 山 市
湯野沢寒河江線	〃		〃	〃	〃
東根尾花沢線	東 根		〃	〃	東 根 市
〃	尾花沢		〃	〃	尾花沢市
鶴子尾花沢線	〃		〃	〃	〃
大石田畑線	北村山	大石田	〃	〃	大石田町
新庄鮭川戸沢線	新 庄		〃	〃	新 庄 市
新庄長沢尾花沢線	〃		〃	〃	〃
平岡日当線	最 上	金 山	〃	〃	金 山 町
向町最上西公園線	〃	最 上	〃	〃	最 上 町
東法田大堀線	〃	〃	〃	〃	〃
舟形大蔵線	〃	舟 形	〃	〃	舟 形 町
新庄次年子村山線	〃	〃	〃	〃	〃
真室川鮭川線	〃	真室川	〃	〃	真室川町
大石田畑線	〃	大 蔵	〃	〃	大 蔵 村
新庄鮭川戸沢線	〃	鮭 川	〃	〃	鮭 川 村

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
曲川新庄線	最上	鮭川	側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	鮭川村
新庄戸沢線	〃	戸沢	〃	〃	戸沢村
片倉塩線	〃	〃	〃	〃	〃
国道287号	米沢		〃	〃	米沢市
原中川停車場線	南陽		〃	〃	南陽市
国道113号	東置賜	高島	〃	〃	高島町
川西小国線	〃	川西	〃	〃	川西町
国道287号	長井		〃	〃	長井市
長者原下新田線	西置賜	小国	〃	〃	小国町
深山下山線	〃	白鷹	〃	〃	白鷹町
岳谷上屋地線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
国道112号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
吹浦酒田線	酒田		〃	〃	酒田市
家根合新堀線	〃		〃	〃	〃
酒田遊佐線	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町
吹浦酒田線	〃	〃	〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

議第167号

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和3年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
若 木	山 形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2/10に相当する額	山 形 市
西 向	〃		〃	〃	〃
町 浦	〃		〃	〃	〃
土 合	〃		〃	〃	〃
慈恩寺(2)	寒河江		〃	〃	寒河江市
幸 生	〃		〃	〃	〃
楯 (3)	〃		〃	〃	〃
大 淀	村 山		〃	〃	村 山 市
長 善 寺	〃		〃	〃	〃
津 谷 (2)	最 上	戸 沢	〃	〃	戸 沢 村
神 田 (2)	〃	〃	〃	〃	〃
池 黒	南 陽		〃	〃	南 陽 市
芦 沢	長 井		〃	〃	長 井 市
大林寺(6)	西置賜	白 鷹	〃	〃	白 鷹 町
関 寺	〃	〃	〃	〃	〃
加 茂	鶴 岡		〃	〃	鶴 岡 市
横 町	〃		〃	〃	〃

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
大 針	鶴 岡		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2/10に相当する額	鶴 岡 市
後 口 山	酒 田		〃	〃	酒 田 市
吉 ケ 沢	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。